

2012年3月19日

建設交通常任委員会委員長 奥田 敏晴 様  
議会運営委員会委員長 植田 喜裕 様

日本共産党議員団 団長 前澤 義由紀  
建設交通常任委員会委員 原田 完

建設交通常任委員会での原田議員に対する正副委員長の質問封じに強く抗議し、委員会再開による質問の保障を求める申し入れ

去る3月16日に開催された建設交通常任委員会の所管事項の審査において、日本共産党議員団の原田完議員が所管事項である城陽市の新市街地土地区画整備事業についての質問を行っていたところ、片山誠治第一副委員長が「所管外」であると不当にも質問を妨害し、暫時休憩の後に正副委員長として改めて「所管外」であると宣言し、原田議員の質問を封じるという暴挙を行った。

城陽市の新市街地土地区画整備事業については、本府が関わる事業であり、従来から予算特別委員会等で質問が行われてきた事案であり、建設交通常任委員会の所管事項であることは明瞭である。当日の審議でも原田議員がこの事案について質問したところ、都市計画課長が「所管外」とせず答弁している。

そもそも府議会は、言論の府であり、原田議員は議会基本条例第5条の議員の使命、第6条の議員の活動の原則に基づき質問したものである。同条例第18条では、議会は真摯な議論の展開及び審議の充実に努めなければならないことを明記している。また会議規則第67条は、「委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる」と定めている。

今回の正副委員長の対応は、こうした規定を踏みにじる暴挙と言うべきであり、歴史ある京都府議会の権威を著しく損なうものであり、とうてい許すことができない。

従って、建設交通常任委員会正副委員長の対応について、強く抗議するとともに、原田議員に対し誤りを認め謝罪すること、すみやかに常任委員会を再開し、封じた質問を保障するよう強く求めるものである。